

令和7年川南町教育委員会第1回定例会会議録

1 日 時 令和7年1月30日（木）午前10時45分～午前11時45分

2 会 場 川南町生涯学習センター2階 教育委員室

3 出席者 平野博康教育長、椎木祐司教育長職務代理者、本多京子委員、
内倉由美子委員

4 欠席委員

5 関係職員 三好益夫課長、村中田博教育対策監、橋口実課長補佐、
古小路祐一郎指導主事

6 議 事

○教育長

ただ今から令和7年川南町教育委員会第1回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより内倉由美子委員を指名します。

○内倉委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録に承認について」を議題とします。既に原案を配付しており

ますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって、原案どおり承認することに決定しました。

日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。1月の報告事項でございます。主なものを報告します。3日は、成人者103名参加のもと、成人式が行われました。8日、町校長会。ここで、校長先生の御了解をいただき学校訪問をさせていただきました。学校の内情をまだ把握できていませんでしたので、子どもたちの様子、施設の状況を確認するとともに、校長先生方が抱えている学校の課題等を聴かせていただきました。各校約1時間半程度となりました。9日に多賀小と山本小。10日に通山小と国光原中。14日に川南小。15日に東小と唐瀬原中ということで、7校を訪問させていただきました。13日、市町村対抗駅伝。昨年度は町村の部で13位でしたが、本年度は11位となりました。19日、川南湿原の草出し作業を行いました。湿原を守る会の方、ボランティアの方、ジュニアリーダーの子どもたち及び教育委員会の職員とたくさんの皆様に参加していただきました。21日、児湯地方教育委員会連絡協議会研修会では、延岡市へ行き不登校対策ということで延岡市の取り組みについて学ばせていただきました。2月の予定となります。8日に高鍋神楽六社連合の大神事が行われます。本年度は、高鍋町の愛宕神社で行われる予定となっています。11日には、川南町生涯学習大会を開催する予定です。初めての試みとなりますが、文化連盟との共催ということで、文化連盟の皆様の発表が後半の部で行われる予定です。12日に福祉課の主催ですが、子ども子育て審議会が予定されています。私からは以上

です。次に、教育課長お願いします。

○課長

1 番目は、第 15 回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会兼第 67 回宮崎県駅伝競走大会についてです。1 月 13 日（月）午前 10 時スタートで、ひなた県総合運動公園内周回コース 12 区間 35.045 km を会場に開催されました。川南町は、町村の部で 11 位でした。

2 番目は、川南湿原草集め・草出し作業についてです。1 月 19 日（日）9 時から、国指定天然記念物川南湿原にてボランティアの方々やジュニアリーダーの御協力のもと作業を行いました。予定では午後 4 時までとなっておりますが、皆様のおかげももちまして、午後 2 時には作業が終わりました。

3 番目は生涯学習大会についてです。今回から川南町文化連盟と共同開催となります。2 月 11 日（火）午前 9 時よりサン A 川南文化ホールにて開催をします。教育委員会の主催行事でありますので、御予定をお願いします。以上でございます。

○教育長

次に、教育対策監お願いします。

○教育対策監

先ほどの総合教育会議、ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

まず 2 ページを御覧ください。令和 7 年度の 1 学期の行事計画です。4 月 11 日金曜日に中学校の入学式、12 日土曜日に小学校の入学式、5 月 18 日に唐瀬原中学校の体

育大会が予定されております。

3 ページは2 学期の行事計画です。1 0 月 1 2 日（日）に国光原中学校の体育大会、翌週の1 0 月 1 9 日に小学校5 校の運動会が予定されております。

4 ページは3 学期の行事計画です。1 月 7 日に始業日、3 月 1 4 日土曜日に中学校の卒業式、2 4 日火曜日に小学校の卒業式、2 5 日水曜日に修了式が予定されております。

5 ページは教育委員の皆様の今年度の年間計画です。今後は2 月 2 7 日木曜日に定例会、3 月 1 6 日日曜日に中学校の卒業式、3 月 2 5 日火曜日に小学校の卒業式、2 6 日水曜日に修了式、2 7 日木曜日に定例会、辞令交付と送別式を予定しております。

6 ページは来年度の年間計画案となります。4 月ですが1 日（火）に辞令交付と着任式を予定しております。これらはすべて御案内のG o o g l e カレンダーに表示しております。

7 ページは学校管理職関連の今年度の年間計画、8 ページが来年度の年間計画案となります。

9 ページからはこれまでの学校訪問について見直し、1 月の校長会で示したものになります。1 0 ページは支援訪問と視察訪問、それぞれの目的や実施時期を示しております。1 1 ページは今後約1 0 年間の計画となります。3 年に1 回の支援訪問、支援訪問以外の学校が視察訪問となります。1 2 ページは令和7 年度の実施案となります。支援訪問を通山小と国光原中で計画しております。また視察訪問5 校につきましては今年度御意見いただきましたことを反映し、可能な限り1 学期中、7 月までに実施したいと考えております。現在各学校にアンケートを取っており、期日の仮決定を進めてまいりま

す。

13から20ページは資料作成や計画書の説明となります。20、21ページは時間設定関連となります。学校規模により、川南小や唐瀬原中の支援訪問は終日、その他の学校は半日となる可能性があります。

22ページから26ページは訪問のしおりの記載例となります。全国学力・学習状況調査や校務DXチェックリスト、ICT活用指導力のチェックリストに関して、結果や特徴、考察や今後の取組についての記載内容例をお示しました。今年度の反省を生かし、学校支援訪問や視察訪問については大きく見直しを図ったところでございます。

最後に、1月24日（金）に臨時の校長会を開き、講師などの任用手続きについての確認をいたしました。児童生徒数により学級数が変動し、先生の数も変わってきますので学校と連携を密に図りながら講師の確保に努めてまいります。児童生徒の人数に関しましてはGoogle keepに①R6現児童生徒数 ②R7児童生徒数 ③R7特別支援の児童生徒数をリアルタイムで確認できるようにしております。教育委員の皆様も必要に応じて状況を御確認ください。私からは以上です。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○本多委員

成人式についてです。成人が18歳になりましたが、川南町ではこれからも20歳で成人式を行うのか、名称を変える予定があるのかをお聞かせください。

○課長

式を催すのは、20歳の時が妥当だと考えています。今後は、名称の変更について担当係と協議してまいります。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第1号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第1号は、「川南町教育委員会会計年度任用職員の病気及び特別休暇について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第1号は、川南町会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第14条、第15条及び第18条の規定により、病気及び特別休暇を承認するものです。内容は、記載のとおりとなります。当該職員は、学校技術員で作業中に脚立から落下し、背中の打撲と腕を骨折する負傷を負いました。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○椎木委員

病気休暇と特別休暇の違いは何になりますか。

○課長補佐

会計年度任用職員の病気休暇は１０日間となっています。今回は公務上の負傷ということで、その後無休とはなりますが、特別休暇が認められているところです。そのため、１０日間を病気休暇、残りを特別休暇として承認したものです。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第１号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第１号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第５、報告第２号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第２号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます

す。

報告第2号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第2号及び第3号は、「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第2号及び第3号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第6、議案第1号「令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第１号「令和５年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定により、別紙報告書を議会に提出し、公表するものです。内容につきましては、課長補佐より御説明いたします。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○課長補佐

点検評価の内容につきましては、お配りしております資料のとおりとなります。資料の中で、朱書きしているものが昨年度から変更になったもの、青書きのものが評価委員から御指摘を受け変更したものになります。本来であれば、もう少し早い時期に提案しないといけませんでした。申し訳ありません。以上です。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第１号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第１号「令和５年度教育に関する事務の管

理及び執行の状況の点検及び評価について」は、原案のとおり可決されました。日程第7、議案第2号「川南町地域学校協働活動推進員設置規則の一部改正について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第2号「川南町地域学校協働活動推進員設置規則の一部改正について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、川南町地域学校協働活動推進員設置規則の一部を新旧対照表のとおり改正するものです。内容は、推進員の職務を具体的明確に（1）地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関すること。（2）地域学校協働活動の企画に関すること。（3）学校運営協議会とその他必要な団体との連携調整に関すること。（4）地域学校協働活動の広報及び参加促進に関すること。（5）地域ボランティア人材バンクの整備に関すること。と、列記し、任命要件に地方公務員法第16条の規定に該当しない者を追加しております。これは、（1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（2）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者（3）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者（4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者と、なっております。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第2号「川南町地域学校協働活動推進員設置規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。日程第8、議案第3号「就学学校指定変更申請の承諾について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第3号「就学学校指定変更申請の承諾について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、川南町通学区域規則第4条の規定に基づき申請のあった就学学校指定変更申請について、これを承諾するものです。内容につきましては、別紙申請書のとおりです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありません

か。

○椎木委員

保護者の送迎には問題ありませんか。

○課長補佐

申請書の指定の変更を求める理由に書いてもらえばよかったのですが、この児童には二つ上の姉がおり、以前の定例会にて承諾をもらい指定学校を変更しております。今回、申請児童も指定学校を変更し、姉妹で同じ学校へ通わせることで、保護者の送迎の負担が減りますし、親戚の協力も得やすくなると考えております。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第3号「就学学校指定変更申請の承諾について」は、原案のとおり可決されました。日程第9、議案第4号「ふるさと川南の教育の策定について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

この議案は、先ほどの総合教育会議にて御説明申し上げ御協議頂きました内容で、令和7年度ふるさと川南の教育を別紙のとおり定めるものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○内倉委員

ヤングケアラーの支援体制については、各機関との連携も確立しているようですが、先ほど総合教育会議で報告のあった件は、他機関との連携等について何も問題なく対応できたのですか。

○指導主事

学校から生徒指導報告書があがってきた際は、町福祉課と連携してケース会議等を開催するなどし、対応している状況です。

○内倉委員

福祉課とのケース会議を行う際のメンバーは、マニュアルに定めてあるのですか。

○指導主事

マニュアルに定めております。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第４号「ふるさと川南の教育の策定について」は、原案のとおり可決されました。日程第１０、「その他」に入ります。まず、事務局から連絡等があればよろしくお願いします。

○課長

ありません。

○教育長

教育委員の皆様から何かございませんか。

〔「ありません」と言う声あり〕

他になければ次回定例会の日程についてお諮りします。今回は、２月２７日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、２月２７日木曜日午前９時３０分からに決定しました。これで、令和７年第１回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のてん末に相違ないことを証明する。

令和７年２月２７日

川南町教育委員会 教育長

平野博康

川南町教育委員会 教育委員

内倉由美子